

原危管発 第 33 号
平成31年3月5日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

関西電力株式会社
原子力事業本部
原子力安全部

美浜発電所原子力事業者防災業務計画の読み替えについて（連絡）

平成31年1月18日付け関原発第457号にて届け出ました「美浜発電所原子力事業者防災業務計画」につきましては、原子力防災組織業務の一部を委託する事業者の本店移転に伴い当該事業者の主たる事務所の変更による読み替えが必要となりました。

つきましては、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点について」に基づく軽易な変更扱いとして、次回修正までの期間、添付資料の通り読み替えることにより運用いたしますのでご連絡申し上げます。

以上

添付資料

美浜発電所原子力事業者防災業務計画読替表

美浜発電所原子力事業者防災業務計画読替表

現行		読替後		説明
別表3-2-28 原子力防災組織業務の一部を委託するもの (3/3)		別表3-2-28 原子力防災組織業務の一部を委託するもの (3/3)		・日本原子力発電株式会社の本店移転に伴う読み替え
法人の名称	日本原子力発電株式会社	法人の名称	日本原子力発電株式会社	
主たる事務所の所在地	<u>東京都千代田区神田美土代町1-1</u>	主たる事務所の所在地	<u>東京都台東区上野5丁目2番1号</u>	
業務の範囲および実施方法	美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子38号36）が以下の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・支援組織要員の派遣 ・遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援 ・遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルートの確保の支援 ・遠隔操作機器を用いた除染作業の支援 	業務の範囲および実施方法	美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子38号36）が以下の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・支援組織要員の派遣 ・遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援 ・遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルートの確保の支援 ・遠隔操作機器を用いた除染作業の支援 	